

光市記者発表資料

令和7年12月25日

件名	特別児童扶養手当に係る審査の誤りについて
内 容	<p>本市において、特別児童扶養手当の審査の誤りにより、本来は手当の対象となる方が支給停止となっている事案が発生しました。概要は下記のとおりです。</p> <p>記</p> <p>1 概要</p> <p>(1) 対象手当 特別児童扶養手当</p> <p>(2) 対象者 1世帯</p> <p>(3) 審査の誤りによる支給停止額 298,760円（8か月分）</p> <p>(4) 経緯 特別児童扶養手当の事務処理について、内部点検を実施したところ、本市が対象者の扶養状況について誤った内容で県に提出していたことが判明したもの。</p> <p>2 原因</p> <p>本市の審査において、確認不十分により扶養親族の人数を誤り、県は、この扶養親族の人数に基づき特別児童扶養手当の支給停止処分を行ったため。</p> <p>3 対象者への対応</p> <p>12月下旬に、対象者に直接謝罪をしました。</p> <p>また、県において、支給停止処分の取り消し及び支給停止となった全額を遡及して支給します。</p> <p>4 再発防止策</p> <p>複数人による確認体制を強化し、再発防止に努めます。</p>
問合せ	福祉総務課障害福祉係 担当：岡村、横道 TEL：0833-74-3001 FAX：0833-74-3070